

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

川崎市学校運営協議会委員設置校における当該委員の任免

任命期間が平成28年4月1日～平成30年3月31日の委員

学校名	選出区分	任	免
稲田中学校	校長	本間 克彦	大内 孝二
荏宿小学校	教職員	新原 和史	池端 庄一郎

任命期間が平成28年4月1日～平成31年3月31日の委員

学校名	選出区分	任	免
東小田小学校	教職員	五十嵐 礼子	結城 俊一
南河原小学校	教職員	志村 洋子	堀江 広志
上丸子小学校	教職員	坂東 修	碓井 泰博
土橋小学校	校長	赤松 理	鈴木 信一郎
土橋小学校	教職員	勝俣 久美子	飯塚 正行

根拠法令：「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第5号

【資料】

- ・学校運営協議会設置校一覧
- ・「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」及び「川崎市学校運営協議会規則」(抜粋)

資料

平成29年度 学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）

区	設置校	現在の指定期間	初回指定
川崎区	川中島小学校	H28.4.1～H31.3.31	H18年度
	東小田小学校	H28.4.1～H31.3.31	H18年度
幸 区	南河原小学校	H28.4.1～H31.3.31	H18年度
中原区	上丸子小学校	H28.4.1～H31.3.31	H20年度
	荻宿小学校	H27.4.1～H30.3.31	H27年度
高津区	東橋中学校	H28.4.1～H31.3.31	H20年度
宮前区	土橋小学校	H28.4.1～H31.3.31	H18年度
多摩区	中野島中学校	H28.4.1～H31.3.31	H20年度
	稲田中学校	H27.4.1～H30.3.31	H27年度
麻生区	金程小学校	H28.4.1～H31.3.31	H20年度

(各学校とも委員数は16名以下で、保護者、地域関係者、学校関係者、学識経験者が主体)

資料

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（抜粋）

（教育長の専決事項）

第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。

- （1） 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関する事。
- （2） 委員会が指定する請願等に関する事。
- （3） 審査請求に対する決定以外の公文書の開示請求等に関する事。
- （4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関する事。
- （5） 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校運営協議会規則（平成18年教育委員会規則第2号）第6条第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期途中での任免に関する事。

2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に報告しなければならない。

川崎市学校運営協議会規則（抜粋）

第6条 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域住民
- （3） 当該指定学校の校長
- （4） 当該指定学校の教職員
- （5） 学識経験者
- （6） その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。